

4 農政環境部所管（3）〔環境創造局、環境管理局関係〕

補助金等の名称	対象事務・事業の内容	採 択（算定）基 準	負 担 割 合				交付の 方法	根 拠 法 令 等	主 管 課	地方負担額に対する 財政措置	備 考	
			国	県	市町	受 益 者					地 方 債	歳出目的別 分 類 (款) (項)
公害健康被害補償給付 支給事務費交付金	公害健康被害の被認定者に対する補償給付支給事業	1. 基準額と対象経費の実支出額のいずれか少ない方の額 2. 1と総経費から寄附金その他の収入額を控除した額のいずれか少ない方の額	1/2		1/2		○	公害健康被害の補償等に関する法律 公害健康被害補償給付支給事務費交付金交付要綱	環境政策課	—	衛生費 保健衛生費	臨時特定
環境保全基金（再生可能エネルギー等導入推進基金）事業（公共施設再生可能エネルギー等導入事業）	事業を行うために必要な設計費、本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及び試験費、事務費・業務費	再生可能エネルギー等の地域資源を徹底活用し、災害に強い自立・分散型のエネルギーシステムを導入し、低炭素な地域づくりを推進することに資する事業	10/10				▲	令和3年度農政環境部補助交付要綱	環境政策課	—	衛生費 保健衛生費	臨時特定
二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金	地方と連携した地球温暖化対策活動推進事業 地域循環圏・エコタウン 低炭素化促進事業 地方公共団体カーボン・マネジメント強化事業 等	事務事業編の強化・拡充、事務事編に基づく省エネルギー設備導入食品、バイオマス等の素材に着目した地域循環圏プランを作成し、温暖化対策実行計画等へ位置付け等の事業 地域資源循環の高度化及び低炭素に資する事前調査・検討、事業計策定を行う事業	定額  定額  1/2				○	二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金交付要綱	温暖化対策課 (環境政策課)	—	衛生費 保健衛生費	臨時特定
水力発電の導入促進のための事業費補助金	水力発電の事業化を促進する際に必要な経費の補助等	自治体や地域住民等の水力発電に対する理解を促進する経費に対する事業等	10/10				○	水力発電の導入促進のための事業費補助金（地域理解促進等関連事業）交付規程	温暖化対策課 (環境政策課)	—	衛生費 保健衛生費	臨時特定
分散型エネルギーインフラプロジェクト	地域エネルギーを立ち上げ広域的な地域経済循環を創造するプランを策定し、事業化に向けて取り組む自治体を支援	事業化に向けたプロジェクト推進計画（マスタープラン）策定業務を委託	10/10				○	分散型エネルギーインフラプロジェクト（マスタープラン策定事業）募集要項	温暖化対策課 (環境政策課)	—	衛生費 保健衛生費	臨時特定
次世代自動車導入補助	低公害車、又はリースする経費の一部を補助	市町補助額の1/2		1/2	1/2		×	令和3年度農政環境部補助金交付要綱	水大気課	—	衛生費 環境衛生費	臨時特定
運送事業者への次世代普及促進事業補助金	低公害車を購入、又はリースする経費の一部を補助	市町補助額の1/2		1/2	1/2		×	令和3年度農政環境部補助金交付要綱	水大気課	—	衛生費 環境衛生費	臨時特定
兵庫県大気汚染常時監視網管理運営委託金	大気汚染常時監視網の管理に要する経費（18市3町）	所要経費 大気汚染防止法により県が設置した大気汚染常時監視のための測定機の日常保守管理運営を市町に委託しており、それに要する経費 経費内訳 電気代 消耗品代		10/10			×	委託契約 大気汚染防止法第20条、第22条	環境影響評価室 (水大気課)	—	衛生費 環境衛生費	経常特定

4 農政環境部所管（3）〔環境創造局、環境管理局関係〕

補助金等の名称	対象事務・事業の内容	採 択（算定） 基 準	負 担 割 合				交付の方法	根 拠 法 令 等	主 管 課	地方負担額に対する 財政措置	備 考	
			国	県	市町	受益者					地方債	歳出目的別 分 類 (款) (項)
地域創生！再エネ発掘プロジェクト事業	小水力発電の事業化検討に必要な立ち上げ時の取組等（勉強会、現地調査、先進地視察、基本調査等）	小水力発電の導入を検討している地域団体・市町 ①立ち上げ時の取組支援 補助上限額：300千円（定額） ②基本調査、概略設計等補助 補助上限額：5,000千円(補助率1/2)		10/10  1/2			×	令和3年度農政環境部補助金交付要綱	温暖化対策課 (環境政策課)	—	衛生費 保健衛生費	臨時特定
地域バイオマス利活用推進事業	バイオマス利活用施設及びこれら施設の付帯施設の新設等に係る経費を補助	①固定価格買取制度利用補助率1/3 ②自家消費補助率1/2	1/3 1/2			2/3 1/2	○	農山漁村6次産業化対策事業補助金交付要綱	温暖化対策課 (環境政策課)	—	衛生費 環境衛生費	臨時特定
近畿自然歩道管理委託費	自然歩道の草刈り、軽微な補修及び公衆トイレの維持管理業務	土木工事実施設計用積算基準等により算定した額		10/10			×	令和2年度近畿自然歩道管理委託事業実施要領	自然環境課	—	商工費	經常特定
峰山高原滞在型中核施設整備事業	峰山高原滞在型中核施設整備にかかる償還金補助	町は起債により施設整備資金を調達。県は、起債充当外の金額と毎年の元利償還額から交付税措置された残額を補助。	交付税額				×	令和2年度農政環境部補助金交付要綱	自然環境課	—	公債費	臨時特定
とのみね自然交流館管理運営事業	砥峰高原の保全管理や、高原で実施する自然体験学習活動等の支援施設である「とのみね自然交流館」の管理運営費にかかる委託金	■所要経費 前年度実績額及び見積により算定した額		10/10			×	令和2年度とのみね自然交流館管理委託契約書	自然環境課	—	土木費・公園費	經常特定
自然環境整備交付金	自然環境整備計画記載の自然公園施設整備	自然環境整備計画に記載された事業の事業主体となる市町 ①国立公園 ②国定公園等	50/100 45/100		50/100 55/100		△ △	・自然環境整備交付金交付要綱 ・令和2年度農政環境部補助	自然環境課	—	農林水産業費・林業費	臨時特定
アライグマ・ネオトリア捕獲わな購入支援	都市部生活被害に対応するため、捕獲従事者が使用するわな購入経費を支援	わなを購入する市町基準額（汎用）19千円/基 （専用）47,600円/基		25/100	75/100		×	令和2年度農政環境部補助金交付要綱	自然環境課・市町振興課	—	農林水産業費・林業費	臨時特定
有害鳥獣捕獲として実施するシカ捕獲（シカ有害捕獲促進支援事業）	銃による有害捕獲を推進	銃による有害捕獲を実施する市町 ①日当制 活動費の上限：4,800円/人日 捕獲報償費の上限：2,500円/頭 ②頭数制 捕獲報償費（銃器）の上限：16千円/1頭 捕獲報償費（わな）の上限：8千円/1頭	①日当制 33/100	6.5/100	60.5/100		□	・鳥獣被害防止総合対策交付金実施要綱 ・令和2年度農政環境部補助金交付要綱 ・令和2年度兵庫県市町振興支援金交付要綱	鳥獣対策課・市町振興課	—	農林水産業費・林業費	臨時一般
有害鳥獣捕獲として実施するサル捕獲（サル出没対策事業）	追い払い効果のない個体に対する捕獲等を支援	サルの捕獲等を実施する市町 ■捕獲報償費（銃器）の上限10千円/1頭 ■捕獲報償費（わな）の上限3千円/1頭	80/100	2/100	18/100		□	・鳥獣被害防止総合対策交付金実施要綱 ・令和2年度農政環境部補助金交付要綱 ・令和2年度兵庫県市町振興支援金交付要綱	鳥獣対策課・市町振興課	—	農林水産業費・林業費	臨時一般

4 農政環境部所管(3) [環境創造局、環境管理局関係]

補助金等の名称	対象事務・事業の内容	採 択 (算定) 基 準	負 担 割 合				交付の方法	根 拠 法 令 等	主 管 課	地方負担額に対する財政措置	備 考	
			国	県	市町	受益者					地方債	歳出目的別 分 類 (款) (項)
サル監視員の配置(サル監視員配置支援事業)	サル監視員配置に要する経費の支援	サルの追い払い等を実施する市町 ■事業費の上限:2,400千円/1人		10/100	90/100		×	令和2年度兵庫県市町振興支援金交付要綱	鳥獣対策課・市町振興課	—	農林水産業費・林業費	臨時一般
アライグマ・ヌートリアの捕獲・搬入・安楽死等処分(特定外来生物被害対策事業)	外来生物による農業被害、生活環境被害の低減を図るため、捕獲、搬入及び処分経費を支援	アライグマ、ヌートリアの捕獲・搬入・安楽死処分を実施する市町 ■捕獲費経費の上限:3千円/1頭 ■搬入経費の上限:1千円/1頭 ■殺処分経費の上限:3千円/1頭		25/100	75/100		×	令和2年度兵庫県市町振興支援金交付要綱	自然環境課・市町振興課	—	農林水産業費・林業費	臨時一般
鳥獣被害防止総合対策事業	鳥獣被害防止計画に基づく個体数調整、被害防除等の取組みを総合的に支援	鳥獣被害防止対策を行う地域協議会又はその構成員 ①侵入防護柵の設置・処理加工施設の整備等 ②捕獲機材の購入・講習会への参加経費等 ③有害鳥獣捕獲の捕獲経費支援	50/100 ※55/100 【種の自力施工】 10/10	3.5/100 ※3/100	31.5/100 ※27/100	15/100 ※15/100 <small>※農家負担ありの場合のみを記載</small>	□	・鳥獣被害防止総合対策交付金実施要綱 ・令和2年度農政環境部補助金交付要綱 ・令和2年度兵庫県市町振興支援金交付要綱	鳥獣対策課・市町振興課	—	農林水産業費・林業費	臨時一般
国庫事業の対象とならない野生鳥獣侵入防止柵の整備(野生動物防護柵集落連携設置事業)	国の鳥獣被害防止総合対策事業が活用困難な防護柵の復旧等について、県単独で支援	①侵入防護柵の設置等 ②市町実負担額の1/2		8.5/100 10/100	76.5/100 90/100	15/100	×	令和2年度兵庫県市町振興支援金交付要綱	鳥獣対策課・市町振興課	—	農林水産業費・林業費	臨時一般
有害鳥獣捕獲として実施するシカ捕獲(シカ有害捕獲専任班によるもの) ※シカ有害捕獲専任班支援事業	平日を中心に、市町が銃等の技能に秀でた狩猟者によるシカ捕獲専任班を編成して捕獲を促進	シカ捕獲専任班を設置する市町捕獲経費 24,000円/1頭	33/100	6.5/100	60.5/100		□	・鳥獣被害防止総合対策交付金実施要綱 ・令和2年度農政環境部補助金交付要綱 ・令和2年度兵庫県市町振興支援金交付要綱	鳥獣対策課・市町振興課	—	農林水産業費・林業費	臨時一般
狩猟期間中に実施する緊急捕獲拡大対策(狩猟期シカ捕獲拡大事業)(狩猟期イノシシ捕獲拡大事業)	捕獲報償金制度により、狩猟者の捕獲を促進	狩猟期シカ捕獲拡大事業を実施する市町 ■捕獲経費(搬入なし)7,000円/1頭(搬入あり)9,000円/1頭	10/10	10/100	90/100		×	令和2年度兵庫県市町振興支援金交付要綱	鳥獣対策課・市町振興課	—	農林水産業費・林業費	臨時一般
シカ捕獲個体保管用冷凍庫・冷蔵庫の整備	捕獲したシカをシカ肉処理加工施設等で処理するために、ストックポイントとして設置するコンテナ型冷凍・冷蔵庫の設置経費を支援	ストックポイントとして設置する保管用冷凍・冷蔵庫を整備する市町 ■基準額 2,000千円		10/100	90/100		×	令和2年度兵庫県市町振興支援金交付要綱	鳥獣対策課・市町振興課	一般単独事業債	農林水産業費・林業費	臨時一般
シカ肉処理加工施設等への捕獲個体の搬入経費支援	狩猟者が、捕獲したシカをシカ肉処理加工施設やストックポイントに搬入する運搬費に対して支援	狩猟者のシカ肉処理加工施設等への運搬に対して支援を行う市町 ■事業費の上限:2千円/1頭(※義務化市町:3千円/1頭)		10/100	90/100		×	令和2年度兵庫県市町振興支援金交付要綱	鳥獣対策課・市町振興課	一般単独事業債	農林水産業費・林業費	臨時一般

4 農政環境部所管（3）〔環境創造局、環境管理局関係〕

補助金等の名称	対象事務・事業の内容	採 択（算定） 基 準	負 担 割 合				交付の方法	根 拠 法 令 等	主 管 課	地方負担額に対する 財政措置	備 考	
			国	県	市町	受益者					地方債	歳出目的別 分類 (款) (項)
シカ捕獲個体運搬用冷凍車・冷蔵車・移動式解体車の整備	狩猟者が捕獲したシカの運搬に使用する冷凍・冷蔵車のリース代・購入費及び移動式解体車の導入経費に対して支援	シカの運搬に利用する冷凍・冷蔵車、移動式解体車をリースもしくは購入する市町  【冷凍・冷蔵車】 基準額：リース代77千円/1か月 購入費：2,000千円/台 または6,000千円/台  【移動式解体車】 基準額・購入費：16,000千円/台		8/100	72/100	20/100	×	令和2年度兵庫県市町振興支援金交付要綱	鳥獣対策課・市町振興課	一般単独事業債	農林水産業費・林業費	臨時一般
狩猟体験会等支援事業	今後、狩猟免許の取得を目指す者を対象に行う狩猟体験会等の開催を支援	狩猟体験会等を開催する市町 ■事業費の上限：100千円		10/10			×	令和2年度兵庫県市町振興支援金交付要綱	鳥獣対策課・市町振興課	一般単独事業債	農林水産業費・林業費	臨時特定
シカ肉処理加工施設に	シカ肉処理加工施設が、捕獲したシカを捕獲場所またはストックポイントから回収するための経費に対して支援	シカ肉処理加工施設が捕獲したシカの回収に対して支援を行う市町 ■回収経費 ・捕獲場所から回収：4千円/1頭 ・ストックポイントから回収：2千円/1頭		8/100	72/100	20/100	×	令和2年度兵庫県市町振興支援金交付要綱	鳥獣対策課・市町振興課	一般単独事業債	農林水産業費・林業費	臨時特定
イノシシ生活被害防止対策事業	生活被害の拡大増加地区を対象に、地元猟友会による加害イノシシ等の捕獲を支援	猟友会に委託して、イノシシ対策を実施する市町 ■事業費の上限：わな見回り2,400円/1日		25/100	75/100		×		鳥獣対策課・市町振興課	一般単独事業債	農林水産業費・林業費	臨時特定
シカ肉処理加工施設・減容化施設の整備	食肉・ペットフード併用型のシカ肉処理加工施設及び減容化施設の整備を支援	シカ肉処理加工施設、減容化施設の整備を実施する市町 ■シカ肉処理加工施設 基準額 中核施設：40,000千円/1箇所 一次処理加工施設：10,000千円/1箇所 ■減容化施設 基準額 10,000千円/1箇所	※合併特例債充当の場合 50/100   8.4/100   41.6/100 ※一般補助施設整備等事業債充当の場合 50/100   25/100   25/100				□	【シカ肉処理加工施設】 ・鳥獣被害防止総合対策交付金実施要綱 ・令和2年度兵庫県市町振興支援交付金交付要綱 【減容化施設】 ・令和2年度兵庫県市町振興支援交付金交付要綱	鳥獣対策課・市町振興課	—	農林水産業費・林業費	臨時特定
捕獲個体の適正処理の促進に向けた支援	腐敗等で搬入できない個体の埋却等適正処理に要する経費を支援	腐敗等で搬入できない個体の埋却等、適正処理に要する経費支援を実施する市町 ■対象経費：1千円/1頭		10/100	90/100		×	令和2年度兵庫県市町振興支援金交付要綱	鳥獣対策課・市町振興課	一般単独事業債	農林水産業費・林業費	臨時特定
減容化施設への搬入・回収に対する支援	狩猟者が減容化施設に搬入する経費及び市町が捕獲個体を民間委託により回収する経費を支援	①狩猟者による搬入 事業費の上限：2千円/1頭		10/100	90/100		×	令和2年度兵庫県市町振興支援金交付要綱	鳥獣対策課・市町振興課	一般単独事業債	農林水産業費・林業費	臨時特定
		②市町による回収 事業費上限：6,857千円/市町		10/100	90/100		×					
カワウ被害防止対策	繁殖時期におけるカワウ斉捕獲や擬卵置換による繁殖抑制等を支援	カワウハンティングチームによる一斉捕獲、立木伐採、繁殖抑制を行う市町		10/100	90/100		×	令和2年度兵庫県市町振興支援金交付要綱	鳥獣対策課・市町振興課	一般単独事業債	農林水産業費・林業費	臨時特定

4 農政環境部所管（3）〔環境創造局、環境管理局関係〕

補助金等の名称	対象事務・事業の内容	採 択（算定） 基 準	負 担 割 合				交付の方法	根 拠 法 令 等	主 管 課	地方負担額に対する 財政措置	備 考	
			国	県	市町	受益者				地 方 債	歳出目的別 分 類 (款) (項)	経常 臨時 一般 特定 の別
地域環境保全対策費補助金（海岸漂着物等地域対策推進事業）	海岸漂着物等のごみ回収処理及び発生抑制対策	地域計画重点区域海岸等ごみ ①回収・処理					△	地域環境保全対策費補助金（海岸漂着物等地域対策推進事業）交付要綱	環境整備課	—	衛生費・清掃費	臨時特定
		1.原則地域 2.過疎地域 3.離島地域	7/10 8/10 9/10	(3/10) (2/10) (1/10)	(3/10) (2/10) (1/10)							
		※負担割合は国以外は海岸管理者負担 ②回収・処理（北朝鮮木造船）										
		1.原則地域 2.過疎地域 3.離島地域	8.5/10 9/10 9.5/10	(1.5/10) (1/10) (0.5/10)	(1.5/10) (1/10) (0.5/10)							
		③回収・処理（漂流ごみ等の海からの持ち帰りが無償で行われている事業） 事業費上限：10,000千円／県	10/10									
循環型社会形成推進交付金	マテリアルリサイクル推進	交付限度額	1/3		2/3		○	循環型社会形成推進交付金交付要綱	環境整備課	一般廃棄物処理事業債	衛生費・清掃費	臨時特定
	エネルギー回収型廃棄物処理施設	交付限度額	1/3		2/3							
	エネルギー回収推進施設	エネルギー回収率24.5%以上ほか要件あり	1/2		1/2							
	エネルギー回収推進施設（H25年度以前に着手）	交付限度額	1/3		2/3							
	高効率ごみ発電施設（H25年度以前に着手）	交付限度額	1/3		2/3							
	高効率発電率23%相当以上ほか要件あり	1/2		1/2								
	高効率原燃料回収施設（H23年度以前に着手）	交付限度額	1/2		1/2							
	有機性廃棄物リサイクル推進施設	交付限度額	1/3		2/3							
	最終処分場（可燃性廃棄物の直接埋立施設を除く。）	離島（し尿処理） 交付限度額	1/2 1/3		1/2 2/3							
	最終処分場再生事業	交付限度額	1/3		2/3							
	廃棄物処理施設の基幹的設備改良事業	交付限度額	1/3		2/3							
	20%以上二酸化炭素が削減できるものほか要件あり	1/2		1/2								
	漂流・漂着ごみ処理施設	交付限度額	1/3		2/3							
	離島	1/2		1/2								
	コミュニティ・プラント	交付限度額	1/3		2/3							
離島	1/2		1/2									
公共浄化槽等整備推進事業	交付限度額	1/3		17/30	1/10							
公的施設・防災拠点単独処理浄化槽集中転換事業	交付限度額	1/3		17/30	1/10							
環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業（市町村型整備型）	交付限度額	1/2		12/30	1/10							
可燃性廃棄物直接埋立施設（離島のみ）	交付限度額	1/3		2/3								
焼却施設（熱回収を行わない施設：離島のみ）	交付限度額	1/3		2/3								

4 農政環境部所管（3）〔環境創造局、環境管理局関係〕

補助金等の名称	対象事務・事業の内容	採 択（算定） 基 準	負 担 割 合				交付の方法	根 拠 法 令 等	主 管 課	地方負担額に対する財政措置	備 考	
			国	県	市町	受益者				地方債	歳出目的別分類(款)(項)	經常臨時一般特定の別
循環型社会形成推進交付金（つづき）	施設整備に関する計画支援事業	交付限度額 離島のみ（し尿処理及び廃棄物処理施設の基幹的設備改良事業、漂流・漂着ごみ処理施設等に係るもの）	1/3		2/3		○	循環型社会形成推進交付金交付要綱	一般廃棄物処理事業債	衛生費・清掃費	臨時特定	
	廃棄物処理施設における長寿命化計画策定支援事業	交付限度額	1/3		2/3							
	浄化槽設置整備事業（循環型社会の形成に必要な個人設置型の浄化槽の整備を図る場合、循環型社会形成推進地域計画を策定し、環境大臣の承認得たものについて、交付金が交付される。）	基準額 ※浄化槽浄化槽の設置・変則浄化槽 (1) 5人槽:332 (352) 千円×基数 (2) 6～7人槽:414 (441) 千円×基数 (3) 8～10人槽:548 (558) 千円×基数 (4) 11～20人槽:939 (1,002) 千円×基数 (5) 21～30人槽:1,472 (1,545) 千円×基数 (6) 31～50人槽:2,037 (2,129) 千円×基数 (7) 51人槽～:2,326 (2,429) 千円×基数 ※（ ）内は豪雪地帯 基数については環境大臣が必要と認めた基数とする	1/3 1/2	※ただし、離島は	2/3 1/2							
	環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業（個人型）	交付限度額	1/2		1/2							
二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金	エネルギー回収型廃棄物処理施設	交付限度額 エネルギー回収率22%相当以上ほか要件あり	1/3		2/3		○	二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金交付要綱	環境整備課	衛生費	臨時特定	
	廃棄物処理施設への先進的設備導入事業	交付限度額 3%以上二酸化炭素が削減できるものほか要件あり	1/2		1/2							
	施設整備に関する計画支援事業	交付限度額	1/3		2/3							
	廃棄物処理施設における長寿命化計画策定支援事業	交付限度額	1/3		2/3							
廃棄物処理施設整備交付金	マテリアルリサイクル推進事業	交付限度額	1/3		2/3		○	廃棄物処理施設整備交付金交付要綱	環境整備課	一般廃棄物処理事業債	衛生費	臨時特定
	エネルギー回収型廃棄物処理施設	交付限度額 エネルギー回収率24.5%以上ほか要件あり	1/3 1/2		2/3 1/2							
	エネルギー回収推進施設（H25年度以前に着手）	交付限度額	1/3		2/3							
	高効率ごみ発電施設（H25年度以前に着手）	交付限度額 発電効率23%相当以上ほか要件あり	1/3 1/2		2/3 1/2							
	最終処分場（可燃性廃棄物の直接埋立施設を除く。）	交付限度額	1/3		2/3							
	最終処分場再生事業	交付限度額	1/3		2/3							
	廃棄物処理施設の基幹的設備改良事業	交付限度額 3%以上二酸化炭素が削減できるものほか要件あり	1/3 1/2		2/3 1/2							

4 農政環境部所管（3）〔環境創造局、環境管理局関係〕

補助金等の名称	対象事務・事業の内容	採 択（算定） 基 準	負 担 割 合				交付の方法	根 拠 法 令 等	主 管 課	地方負担額に対する 財政措置	備 考							
			国	県	市町	受益者				地 方 債	歳出目的別 分 類 (款) (項)	経常 臨時 一般 特定 の別						
廃棄物処理施設整備 交付金 (つづき)	施設整備に関する計画支援 事業 廃棄物処理施設における長 寿命化計画策定支援事業 災害廃棄物書影計画策定支 援事業	交付限度額	1/3		2/3		○	廃棄物処理施設整備交付金交 付要綱	環境整備課	一般廃棄物処理事業債	衛生費	臨時特定						
		交付限度額	1/3		2/3													
		交付限度額	1/3		2/3													
汚水処理施設整備交付	浄化槽設置整備事業地域再 生法に基づく地域計画の承 認（内閣総理大臣）を得た 市町が、公共下水道等の他 種の生活排水処理施設の整 備と連携し、個人設置型の 浄化槽の整備を図る場合、 交付金が交付される。	基準額 ※浄化槽浄化槽の設置・変則浄化槽 (1) 5人槽:332 (352) 千円×基数 (2) 6～7人槽:414 (441) 千円×基数 (3) 8～10人槽:548 (558) 千円×基数 (4) 11～20人槽:939 (1,002) 千円×基数 (5) 21～30人槽:1,472 (1,545) 千円×基数 (6) 31～50人槽:2,037 (2,129) 千円×基数 (7) 51人槽～:2,326 (2,429) 千円×基数 ※（ ）内は豪雪地帯 基数については環境大臣が必要と認めた基数とする	1/3		2/3		○	汚水処理施設整備交付金交 付要綱	環境整備課	-	衛生費・清掃費	臨時特定						
コミュニティ・プラント 基幹改修費補助	小規模なコミュニティ・プラ ントの基幹改修費（1.5 億円未満）に対する補助	平成16年度までに市町が整備した コミュニティ・プラントを対象と する。		起債償還 額の15%	県補助額 以外								×	コミュニティ・プラント基幹 改修事業費元利補給金交付要 綱	環境整備課	一般廃棄物処理事業債	衛生費・清掃費	臨時特定
アライマ・ヌートリア殺処分 体制整備支援	市町が捕獲従事者に貸与す るための処分箱や電殺器、 市町が捕獲個体を焼却する まで保管するための冷凍庫 等の整備経費を支援	処分体制を整備する市町 基準額（処分箱）54,000千円/基 （電殺機）48,600円/基 （冷蔵庫）33,600円/基		25/100	75/100								×	令和2年度農政環境部補助 金交付要綱	自然環境課・市町振 興課	-	農林水産業費・林 業費	臨時特定
獣害ベルト緊急整備事 業	緩衝帯の整備、放任果樹等 の除去または雑木林の刈り 払い	見積もりにより算定した額	80/100	20/100	20/100		×	令和2年度兵庫県市町振興支 援交付金交付要綱	鳥獣対策課・市町振 興課	-	農林水産業費・林 業費	臨時一般						
鳥獣対策サポーター派 遣支援事業	集落の鳥獣被害対策を進め るために、鳥獣被害対策技 術等を有する民間事業者へ 集落指導等を委託	見積もりにより算定した額	50/100	25/100	25/100		×	令和3年度兵庫県市町振興支 援交付金交付要綱	鳥獣対策課（自然・ 鳥獣共生課）・市町 振興課	-	農林水産業費・林 業費	臨時一般						